

令和4年度

事業計画書

公益財団法人 日本台湾交流協会

(令和4年3月)

I. 総論

(1) 当協会の概要

当協会は、外交関係のない日本と台湾の間で、邦人及び本邦企業等の保護、邦人子女教育の実施、人的往来を含め、貿易、経済、技術その他の交流を維持、促進させることを目的として、昭和47年に設立された公益財団法人であり、東京に本部を、台北と高雄に在外事務所を置いている。

政府の「できる限りの支持と協力を与える」との方針に基づき、事業に要する経費の大半は国からの補助金等に拠っており、残りは民間からの維持会費等によって支えられている。

当協会は設立以来49年間を経過したが、その間日台関係の動向を踏まえつつ、定款等に定められた各種事業を柔軟かつ着実に遂行してきた。

(2) 台湾を取り巻く状況

昨年は台湾に対する国際社会の関心が大きく高まった一年であった。新型コロナウイルスの感染流行が世界的に拡大を続ける中、強権的手法によらずに感染を抑え込んだ台湾に対し国際社会の評価が高まるとともに、新型コロナウイルスを端緒にサプライチェーンが世界的な混乱に陥る中、半導体分野で世界トップの先端技術を有する台湾の戦略的重要性がますます認識されるようになった。

欧米諸国においては、人権問題や強圧的な外交姿勢を見せる中国への反感の高まりとともに、台湾を応援する機運が高まっており、議会やハイレベルの政治家が次々と台湾への支持を表明したほか、駐リトアニアの「台湾代表処」設立を巡っては、中国がリトアニアとの外交関係格下げ等、撤回を求めて圧力を強める一方、台湾はリトアニアに経済代表団を派遣して関係強化を図る等の動きもみられた。

昨年6月、日本が台湾に対しワクチンを供与したことは、台湾社会全体に大きな感謝と感動をもって受け止められ、台湾からは酸素濃縮器等の日本で不足していた医療器材が供与される等、日台関係には友好ムードが広がった。同年7月から8月は東京オリンピック・パラリンピックにおける台湾選手団が活躍し、当協会が一年を通じて行ってきた東日本大震災から10年の節目の日台友情関連イベントも大きな盛り上がりを見せた。

このような状況の中、台湾からは引き続き国際社会への参加、CPTPPへの加入等について日本の支持を望む声が上がっている。

当協会設立50周年の節目の年となる今年、日台関係をさらに飛躍させることができるよう、当協会としても積極的・戦略的な活動が求められる。

上記の日台関係を取り巻く環境を念頭に、令和4年度においては、下記「1.」の現状認識を踏まえ、「2.」の基本方針により事業を実施する。また、個別事業の内容は「II. 各論」のとおりである。

1. 日台関係等の現状

(1) 日台交流

2021年における日台間の人的往来は、新型コロナウイルス感染症による水際対策措置が日台双方で継続したこと等により、訪台日本人が対前年比96.3%減、対2019年比99.5%減の10,056人（台湾交通部観光局統計）、訪日台湾人も対前年比99.3%減、対2019年比99.9%減の5,100人（日本政府観光局統計）と、引き続き制限された状態にある。

日本と台湾の地方自治体間交流について、新型コロナウイルスの影響で日台の往来が困難な状況にありながらも、2021年には、京都市と台南市、京都市と高雄市、福岡県田川市と新北市平溪区との間で交流提携関係が結ばれた（当協会調べ）。

文化・スポーツ交流面では、2021年7月から9月にかけて東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、オリンピック開会式をはじめ、日台双方で大きく注目された。また、台湾を対象とするホストタウン数は世界最多の28自治体に上った。

経済面でも日台は互いに非常に重要なパートナーである。日本側統計によれば、2021年の日台間貿易総額は9.7兆円と昨年を大幅に上回り、過去最高を記録し、中国、米国に次ぐ第3位の貿易相手である。我が国の2021年の対台投資においては、金額ベースでは7.3億ドル、件数ベースでは231件と、前年を下回る結果となった。主な投資案件は、日系電機メーカーによる同社台湾法人への大型増資、日系不動産会社による同社台湾法人への増資等があげられる。

日台間の市民感情は引き続き良好であり、駐日台北経済文化代表事務所が2021年11月に日本国内で行った世論調査では、日本人の75.9%が台湾に「親しみを感じる」と答え、また71.4%が日台関係を「良好」と答えた。台湾住民も総じて親日的であり、とりわけ若い世代の日本に対する関心は高い。

2015年に米台間で立ち上げられた人材育成の枠組みであるグローバル協力訓練枠組み（GCTF）への当協会の共催参加は、3年目に入り、2021年は「国土強靱化」、「サプライチェーン」、「ワクチン接種」など

計13件のオンラインセミナーを共催した。また、12月には、2022年のセミナー計画案などを議論する合同委員会を当協会が初めて主催し、委員会開催後には共同声明を発表した。GCTFには日米台のほか、豪州も「フルパートナー」として共催に加わっており、GCTFの活動はますます発展している。

新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大が継続するなか、台湾でワクチンが不足していた6月から10月にかけて、日本は台湾にアストラゼネカ製ワクチンを計6回、420万回分供与し、台湾のワクチン接種率の向上に大きな役割を果たした。また、日本での感染拡大を受け、9月から10月にかけて、台湾からも日本に酸素濃縮装置約1,000台及びパルスオキシメータ約10,000台が寄贈されるなど、コロナ禍においても良好な日台関係の深化を見せている。

2月8日、台湾において、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県で生産・加工された農水産物・食品に対する輸入停止措置の解除を含め、日本産食品に対する輸入規制の緩和が発表され、同月21日に正式に実施された。

(2) 台湾経済

行政院主計総処が2022年2月に発表した国民所得統計等の概算値によると、2021年の実質GDPは、内需の回復、輸出の好調や継続的な民間投資、生産能力の向上等を受けて、前年比+6.45%増となる見込みが示された。その成長寄与度をみると、内需部門が+4.55%、外需部門が+1.90%となっている。

また、2022年の経済成長率の見通しについて、2022年2月時点で+4.42%増が予測されている。これは外需による輸出の見通しが一段と活発になったための数値となっている。

(3) 台湾内政

第2期政権2年目の2021年、蔡英文政権は、新型コロナウイルス感染症拡大で一時逆風にさらされるも、日本をはじめとする諸外国からのワクチン提供等もあり、感染者数の押さえ込みが成功して支持を盛り返し、その後は基本的に安定した政権運営を維持した1年であった。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、予定されていた政治日程が大幅に後ろ倒しとなった。

当初7月に予定されていた国民党主席選は、2か月延期となり、9月25日に実施された。結果は朱立倫・元主席が勝利したが、得票率は45.8%にとどまり、他方、統一派で党内に基盤のない張亜中氏の得票が32.6%に及ぶなど、国民党内の路線対立が浮き彫りとなった。

10月10日の双十節において蔡英文総統は、①自由で民主的な憲政体制、②中華民国と中華人民共和国が互いに隷属しない、③主権の侵犯と併呑は許さない、④中華民国台湾の前途はすべての国民の意思に従う、の「4つの堅持」が、台湾の人民が設けた最低ラインで与野党の最大公約数である等と述べ、注目を集めた。

12月18日、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で8月から延期となっていた公民投票が実施され、「第4原発の建設再開」、「飼料添加物ラクトパミン使用豚肉輸入禁止」、「公民投票と大型選挙の同日実施」及び「藻礁の保護（液化天然ガス受入れ基地の移転）」の計4案全てが不成立となった。民進党は全て反対、国民党は全て賛成を掲げていたが、いずれも成立要件となる賛成票が有権者数の4分の1に達しなかったほか、反対票が賛成票を上回る結果となった。2022年1月9日に実施された立法委員の補欠選挙においても国民党候補は敗れ、同日実施された民進党が支援する無所属立法委員の罷免投票も不成立となり、11月に統一地方選挙を控える中で、国民党にとっては厳しい結果が続いている。

(4) 対外関係（兩岸関係を含む）

2021年1月のバイデン政権発足以降も、緊張状態が継続している米中関係を背景として、台湾は米国と良好な関係を維持しており、米台間の協力関係は深化している。米国議員団も続々と訪台しており、ドッド元上院議員、ダックワース上院議員、コーニン上院議員及びタカノ下院議員等がそれぞれ軍用機で訪台した。ワクチンの支援や、5年間中断されていた米台貿易投資枠組協定（TIFA）協議の再開、自走砲40両など総額7.5億米ドル規模の武器売却の発表、米国主催の「民主主義サミット」への招待などのほか、「台湾防衛法案」、「台湾平和安定法案」、「台湾パートナーシップ関連法案」など、台湾に関連する様々な関連法案も超党派の議員によって提出された。

2021年は台湾と欧州との関係が大きく進展した1年であった。7月、台湾外交部はリトアニアに「駐リトアニア台湾代表処」を設立することを発表し、11月に開設した。欧州で「台湾」の名称を使用した初めての在外事務所である。これに対し、中国は駐リトアニア大使館を格下げし、大使を本国に呼び戻したり、リトアニア製品を中国で通関させなかったりなど大きく反発した。他方で米国などはリトアニアを支援し、また、台湾も中国に輸出できないリトアニア製品を台湾企業が買い取るなどの取組を行っている。10月には呉釗燮外交部長がスロバキア、チェコ、ポーランドなどを訪問するなど、東欧やEUとの関係強化を図っている。欧州側も「EUと台湾の政治関係と協力」報告書が欧州議会で初めて採択されたほか、年後半には欧州議

会議員団、フランス議員団、スロバキア経済副大臣などが相次いで訪台した。他方、12月、米国との関係が悪化していた一方で中国との関係を重視するニカラグアのオルテガ政権は、一方的に中国と外交関係を再開し、台湾との断交を発表した。

2021年は台湾海峡情勢にも大きな関心が集まった。日米会談やG7サミットなどで「台湾海峡の平和と安定の重要性」が度々言及されるなど、台湾を巡る地域情勢への関心がますます高まっている。

兩岸関係については、中国は従来からの姿勢を崩しておらず、7月1日に行われた共産党設立100周年記念式典では、習近平国家主席は「台湾問題を解決し、祖国の完全な統一を実現することは、中国共産党の歴史的な責務であり、いかなる台湾独立のたくらみも粉碎する」と述べた。10月9日の辛亥革命110周年記念演説でも「台湾問題は純粋な中国の内政であり、いかなる国外勢力の干渉も許さない」と訴えた。

実際に、中国は軍事的圧力を強めており、人民解放軍機による台湾の防空識別圏（ADIZ）への侵入が急増している。2021年は延べ約950機の中国軍機がADIZに侵入し、前年の約380機から大幅に増加している。

また、経済面においても中国は2021年2月下旬に突如、害虫が混入していたことを理由に台湾産パイナップルの輸入停止を発表。同様に、9月には台湾産バンレイシとレンブ、12月には台湾で養殖されたハタを禁輸し、台湾側からは「政治的圧力」と非難の声が上がった。

一方、台湾の蔡英文政権も、日米欧などから相次ぐ台湾情勢への関心表明や、世界的な供給不足が続く半導体について台湾がサプライチェーンの重要な一角を担っていることなどを背景に、現状維持を求め、対話による対立解消を求める姿勢を堅持している。

11月、中国は蘇貞昌行政院長らを「頑固な台湾独立分子」として制裁を課すリストに加え、生涯にわたって刑事訴追すると発表して圧力を継続。しかし台湾は、中国とはあくまでも「平和、対等、民主、対話」を通じた緊張関係の緩和を求めると同時に、武力による威嚇には屈しない態度を明確にし、2022年以降も兩岸関係の緊張は続くものと推測される。

中台の軍事バランスは、全体として中国側に有利な方向に変化しており、その差は年々拡大する傾向である。さらに、台湾国防部は中国の軍事攻撃に至らない「グレーゾーン」の侵害行為の脅威への警戒感を高めている。こうした中、米国は台湾関係法に基づいて、台湾の自衛を支持し、台湾への武器売却等を強化している。

台湾も「国防固守、重層的な威嚇阻止」を軍事戦略とし、「非対称作戦」を当面の防衛作戦構想として、戦闘機や艦艇などの主要装備と、高性能艦艇

や機雷敷設艇、各種ミサイル、無人機などの非対称戦力を組み合わせた重層的な防衛態勢により、中国軍の侵攻を可能な限り遠方で阻止し、米軍介入まで持ちこたえることを想定している。

そのために、台湾は海空戦力を短期間で急速に増強する必要があり、米国からの武器調達に加えて、毎年の国防予算とは別枠で、今後5年間に2400億元近くの特別予算を支出して自主開発の装備品を大量に調達するとともに、所要の総兵力を確保するため後備戦力改革を推進して、常備・後備一体による戦力の強化を推進している。

また、ウクライナ情勢について、緊張の高まりを受け、2022年2月23日、蔡英文総統は、ロシアによるウクライナの主権侵害を非難し、国際社会の一員として争いの平和的解決に向け協力すると表明するとともに、台湾海峡周辺の軍事動向への監視や警戒を強化すると述べた。同月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が発生すると、台湾外交部は翌25日、ロシアに対し、国際社会と協調して経済制裁を科すと表明した。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る状況

台湾では、昨年に引き続き、水際での徹底した検疫措置や、域内感染が確認された場合の防疫措置の強化を通じ、感染拡大防止を実現してきた。

そのような中、域内における感染経路不明の感染例が確認されたことから、5月11日に感染状況の警戒レベルが第2級に、その後、域内感染の急激な拡大を受け、同月19日から台湾全土で警戒レベルが第3級に引き上げられ、防疫措置が強化された。

また、台湾当局は5月19日から居留証を所持しない非台湾籍者の入境やトランジットを一時停止した（緊急・人道案件など特別な許可を得た場合を除く。）ほか、査証所持者の入境や各種査証申請の受付を一時停止した。さらに6月下旬以降、自宅での在宅検疫の不許可、入境時及び検疫期間終了前のPCR検査の実施等、検疫措置を強化している。

これらの厳しい水際措置と防疫措置により、7月下旬には感染状況が落ち着き、警戒レベルは第2級に引き下げられ、店内での飲食も許可されるなど、感染対策措置は段階的に緩和され、ほぼ通常の生活が送れるようになった。

他方、海外でのデルタ変異株の感染拡大もあり、水際対策については引き続き厳格な規制措置が継続され、台湾への渡航や駐在に影響を与えている。

2022年1月に、桃園空港の清掃員やカート職員などが感染し、さらには、レストランや銀行、工場等でも感染事例が発生するなど、市中感染が一部で拡大したものの、2月25日現在台湾内の感染状況は安定している。また2月24日には、3月7日から自宅隔離の期間を従来の14日間から10

日間に短縮するとともに、ビジネス目的の入境を解禁する措置が発表される等、水際措置の緩和に向けた動きも見られる。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況は、2021年5月までの時点では、庶民の関心の低さやワクチンの調達量不足のため、接種人口が少なかったが、その後の域内における感染、日本及び米国をはじめとする各国からのワクチン供与などもあり、8月末の時点では、1回目の接種を終えた人は人口の約4割となった。また、8月には台湾が自主開発したメディジェン（高端）製ワクチンの接種が開始され、蔡英文総統及び頼清徳副総統が自ら接種することで安全性をアピールした。2022年2月23日時点でのワクチン接種率は、1回目が82%、2回目が76%、3回目が38%を超え、日本と並ぶ高い水準になっている。

（6）台湾日本関係協会との協議、協力

2022年1月11日第45回日台貿易経済会議の開会式を、2月18日に同会議の会長級会合及び第4回第三国市場協力委員会を2年振りにオンラインで開催し、それぞれ大橋会長が参加した。

日台貿易経済会議会長級会合では、大橋会長と邱義仁台湾日本関係協会会長との間で、「日台青少年交流の強化に関する覚書」、「税関支署の協力に関する日台間覚書」の2つの覚書が署名された。

谷崎理事長と邱会長が共同委員長を務める日台若手研究者共同研究事業については、令和3年度から第2期の実施に取り組んでいる。

上記会合以外にも、両協会間で作成された覚書に基づき、中小企業協力、製品安全等、多岐にわたる分野の実務協議が実施され、日台実務者間の相互理解の醸成と具体的問題に解決している。

2. 令和4年度事業実施にあたっての基本方針

上記現状を踏まえつつ、当協会設立50年目に当たる2022年を日台関係における節目の年と位置づけ、日台間のより一層の交流促進を実現するため、特に下記の基本方針に留意しながら、「Ⅱ. 各論」に記載する個別事業を行う。個別事業の実施にあたっては、事業の継続性を重視しつつ新たな状況にも柔軟に対応していく。

（1）全般

日台は断交後の非政府間の実務関係の中で素晴らしい関係を築いてきた。当協会設立50年目に当たる2022年を50周年の節目として、更なる高

みを目指し、領事、経済、文化の各分野で事業を実施し、また、中期的な観点から必要な作業をしていく。

(2) 総務

上記「2. 令和4年度事業実施にあたっての基本方針」柱書及び「(1) 日台は断交後の非政府間の実務関係の中で素晴らしい関係を築いてきた。当協会設立50年目にあたる2022年を50周年の節目として、更なる高みを目指し、領事、経済、文化の各分野で事業を実施し、また、中期的な観点から必要な作業をしていく。」の問題意識を踏まえ、とりわけ台北事務所及び高雄事務所の人員体制の更なる拡充及び組織の改善・強化につき検討を進める。

(3) 邦人保護

在留邦人数が1万9,430人(2021年12月現在)に達する中で、邦人保護業務の重要性は増しており、引き続き、その実施に遺漏なきを期す。

(4) 情報収集・提供及び広報の強化

台湾側関係者と緊密な意思疎通を維持すること等により、日台間の課題への対応に遺漏なきを期す。第2期蔡英文政権の政策方針、政策決定メカニズム、政局、経済、民意の動向、食品輸入規制問題、歴史に係る問題、两岸関係等に関する情報収集に努めるとともに、日本側関係者に必要な情報を随時提供する。

ホームページ及びフェイスブック等の様々なツールを活用して、引き続き広報の強化を図る。

(5) 各種の交流・協力促進

当協会設立50年目にあたる2022年を50周年の節目として、文化交流事業を積極的に推進するほか、経済交流、観光交流、地域交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める。

現在の良好な日台関係は、日本語世代(既に平均年齢80歳超の人々)によって築かれた面が強く、かかる世代が少なくなる中で、若い世代の対日理解者を増加させていくことが極めて重要である。こうした認識の下、当協会の各種ツールを総動員して新たな知日派育成、あらゆる分野での交流を促進する。

- ① 当協会設立50年目にあたる2022年を50周年目の節目として令和3年度から台湾に対する当協会の広報の要としている「日台友情」のキーワード及びロゴ・キービジュアルも積極活用しながら、日台の関係団体等とも協力し、文化・学術・経済等各種側面からの交流活動等を活発に実施することにより、日台関係の一層の強化を図る

- ② 台湾当局による日本産食品への輸入規制措置について、台湾当局による日本産食品への輸入規制措置について、2月8日に台湾側は輸入規制の緩和を公表し、同月21日に正式実施したが、残された輸入規制が科学的根拠に基づいて早期に撤廃されるよう、日本の検査体制等の情報発信、また台湾当局やプレス等への情報提供を含め、引き続き台湾側に粘り強く働きかけていく。ALPS処理水に関して、我が国近傍に位置する台湾に対し、分かりやすい丁寧な広報を行い不安払拭に努める。また東日本大震災からの復興支援のため、福島県内企業を始め東北被災地企業と台湾企業とのマッチング支援を行う。
 - ③ 貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会等について、引き続き円滑な運営とそのフォローアップに努め、日台企業間の協力を促進する。また、日台海洋協力対話及び日台漁業委員会を通じ、海洋に関連した日台間の諸懸案の適切な処理を図っていく。
 - ④ 日台双方の関係機関と連携しつつ、日台産業協力架け橋プロジェクトを推進することにより、中小企業、地方企業等への支援に努める。また、台北に設置した支援拠点を通じ、日本のスタートアップ企業の台湾における事業展開を支援する。
 - ⑤ 文化及び人的交流事業においては、台湾における対日世論形成に重要な役割を果たす人物に対する一層の対日理解促進を図る他、次世代を担うリーダー候補者の対日理解促進を進めるとともに、台湾人高校生留学事業や奨学金留学生事業等を通じて、日台間の懸け橋となる青少年層の交流強化に努める
 - ⑥ 日本研究の基盤を厚くするとともに、優秀な日本専門家を育成するための台湾側当局・学术界・大学等の取組みに対し、支援を継続する。日台双方の若手研究者が交流し、共同で研究活動に携わる事業を本格化させることで、日台相互理解の増進を促進する。
 - ⑦ 高雄事務所に新たに「日本文化センター」を開設し、台北事務所の「日本文化センター」とともに、文化紹介事業や日本語教育事業強化のため、積極的に活用する。
 - ⑧ 日台の地方自治体間での産業協力、観光協力等の取組みを支援して、地域レベルでの重層的な交流促進に繋げていく。
 - ⑨ グローバル協力訓練枠組み（GCTF）への関与と協力を強化していく。また、台湾のWHO総会へのオブザーバー参加を引き続き支持する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症への対応
- 台湾関係当局による公式発表等の公開情報のほか、衛生福利部、外交部等関係部門担当者等と緊密な連携を維持して情報収集を行い、正確かつ最新の

情報の報告、HPや領事メールを活用した邦人への情報発信を行う。また、本件対応に当たって、現地日本人会（日本人学校含む）及び日本工商会とも緊密に連携する。

（7）当協会の運営

公益財団法人としての適切な運営に努める。

- ① 令和4年度政府予算案では為替レートが108円で積算されており、限りある予算の的確な管理と執行に努める。
- ② 各種事業実施のため適正規模の予算及び実施体制確保の必要性について理解が得られるように努める。
- ③ 維持会員を増加させるため、台湾に進出した企業等に当協会の存在意義等を説明する機会を設ける等、積極的に勧誘を行うよう努める。

II. 各論（個別事業説明）

令和4年度においては、上記基本方針を踏まえつつ、以下の事業を行う。

1. 総務、渉外関係事業

- （1）台湾における邦人の生命、身体及び財産並びに進出企業等の台湾における財産と利益が損なわれないように、関係当局との折衝を含む各種便宜を図る。
- （2）邦人の台湾への入域と在留、台湾住民及びその他外国人の台湾から日本への入国に関し、必要な便宜を図る。
- （3）邦人と台湾住民及び台湾在住外国人との間の渉外事項に関して、調査あつせん等必要な支援を行う。
- （4）我が国船舶の台湾諸港への入域（緊急入域を含む）、船員の病気その他の理由による台湾への上陸等につき、必要な便宜を図る。また、台湾近海での我が国漁船の安全操業が保証されるよう必要な便宜を図る。
- （5）台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するため、関係当局との連絡等必要な便宜を図る。
- （6）良好な日台関係を更に維持・発展させるため、台湾側関係機関との連絡調整を密接に行うとともに、台湾情勢や两岸関係等々の趨勢につき十分な情報収集を行う。
- （7）台湾における在外選挙（郵便投票等）を行うため、在外選挙人名簿登録の受付、在外選挙人証の交付等必要な業務を行う。

- (8) 台北、台中及び高雄の日本人学校及び台北日本語授業校、新竹日本語補習授業校に対し、学校の安全対策を含めて必要な支援を行う。
- (9) 日台関係の発展に貢献されてきた功労者の発掘に取り組み、その方々への叙勲、大臣表彰、当協会表彰等の顕彰に努める。
- (10) 台湾との係わりを有する企業、団体等に参加を働きかけることにより、維持会員数の維持・拡大に取り組む。
- (11) 各分野における知日派育成促進事業を実施し、将来の日台交流を担う知日派の人材を育成する。

2. 貿易、経済関係事業

- (1) 貿易経済会議の開催及び必要なフォローアップを行う。また、日台第三国市場協力委員会を開催し、第三国市場における日本と台湾双方の企業間のビジネス協力について検討を行う。
- (2) 日台間の貿易・投資・技術交流の推進を図るため、日台産業協力架け橋プロジェクトの協力強化に関する覚書、民間投資取決め、民間租税取決め等両協会間の協力文書に記された内容を踏まえつつ、以下の事業を実施する。
 - ① 日本の中小企業と台湾企業とのビジネス・アライアンスを促進するため、商談会、展示会出展支援、セミナー等を実施する。
 - ② 貿易投資相談業務を実施するとともに、協会ホームページやメールマガジンを通じた情報提供を行う。
 - ③ 台湾との中小企業交流、地域間交流、第三国市場での協力の重要性が高まっていることに鑑み、ジェトロ、中小機構、商工会議所、地方自治体、台湾の関係機関等と連携し、日本及び台湾の各地において、日台パートナーシップ強化セミナー等を開催する。
 - ④ 日台双方の関係機関と連携しつつ、日台企業間の第三国市場での協力を促進する。
 - ⑤ 台湾における日本の中小企業のビジネス展開を支援するため、現地の関係協力機関等と連携した相談・仲介サービス等事業を実施する。特に日系スタートアップ企業の台湾における事業展開について支援を行う。また、台湾企業による対日投資促進のため、セミナー等を行う。
 - ⑥ 地域経済団体、業界団体及び地方自治体等の依頼に対応し、市場調査や対台湾投資等に必要な便宜を図る。
 - ⑦ 今後の日台経済貿易関係の在り方、方向性等について、外部有識者等の協力を得ながら調査研究を行う。

- ⑧ 福島を含む5県産食品の輸入禁止措置撤廃に向けた、日本の検査体制等の情報発信、また台湾当局やプレス等への情報提供を行う。ALPS 処理水に関して、我が国近傍に位置する台湾に対し、分かりやすい丁寧な広報を行い不安払拭に努める。また東日本大震災からの復興支援のため、福島県内企業を始め東北被災地企業と台湾企業とのマッチング支援を行う。
 - ⑨ 日台間の新たな産業分野での連携を促進するため、関連産業団体と協力し、半導体を中心としたI o T、デジタル分野などの展示会への出展や各種イベントを実施する。
- (3) 台湾の貿易・経済・技術関連の有力者、中堅指導者を招聘し、関係者との意見交換、施設訪問等を行い、双方の理解と交流を深める。
 - (4) 台湾の貿易、経済関係の一般情報及び市場動向について随時情報収集に努め、情報提供を行う。こうした情報は、ホームページ等を活用して広く利用に供するものとする。
 - (5) 特許庁からの委託に基づき、台北事務所知的財産権を担当する職員を駐在させ、関係当局との意見交換、情報交換等を行う。また、台湾における日系企業等の知的財産権の権利行使等を支援するため、アドバイザーによる相談事業を行うとともに、日本及び台湾においてセミナー等を開催する。
 - (6) 台湾からの訪日観光を促進するため、日本政府観光局や地方自治体等と連携しながら、台湾における市場調査や広報等を行う。また、日本の地方の魅力を発信する広報を行い、新型コロナウイルス感染症終息後のインバウンド回復を図る。
 - (7) 当協会の「日台ビジネス交流推進委員会」と台湾側窓口である「台日商務交流協進会」との交流に努める。
 - (8) 日本企業の台湾での事業展開等を支援するため、ジェットロ等と連携しながら、台湾における情報収集や調査、各種イベント等を行う。

3. 広報・文化交流等事業

- (1) 日本への深い理解を促進するために、以下の事業を実施する。
 - ① 台湾における日本語教育促進のため、台湾の日本語教師に対する各種支援を実施する。また、独立行政法人国際交流基金からの委託に基づき、台湾の高校への「日本語パートナーズ」派遣事業を実施し、中等教育における日本語教育を支援する。
 - ② 台湾の高校生の日本留学事業を実施し、次世代の日台交流を担う知日派人材の育成につなげる。また、同事業参加者へのフォローアップを行う。

- ③ 大学生及び大学院生に対する奨学金留学生事業を実施し、次世代の日台交流を担う知日派人材を育成する。また、奨学金留学生のフォローアップを強化する。
 - ④ 日本研究に関する修士・博士課程や日本研究単位プログラム等において高い関心が持続されるよう、台湾の日本研究機関及び大学との関係を強化し、台湾における日本研究の促進を図る。また、平成22年に設立した日本研究支援委員会の協力を得つつ、台湾における日本研究に携わる人材育成のための支援を行う。
 - ⑤ 台湾における日本研究の推進及び底辺の拡大を図るため、台湾の学部生・院生及び研究者等を対象とした訪日ないしそれに相当する研究支援を引き続き積極的に行う。
 - ⑥ 知日派・親日派層の底上げを図るため、日台間の共同研究を促進する。日台若手研究者共同研究事業において、台湾日本関係協会と協力して引き続き「環境・エネルギー」「デジタル行政」「外国人材」に関する共同研究を支援する。また人文・社会科学だけでなく、自然科学分野の共同研究も助成対象に加えた公募事業も実施する。
 - ⑦ 日本型介護に対する理解増進、人材育成を目的とした日台介護・福祉関係者交流事業を継続し、台湾の介護士・ケアワーカー等への訪日研修の実施及び日本の大学院で介護福祉分野を専攻する台湾人留学生への奨学金支給を実施する。
- (2) 日本への関心を喚起・増進するために、以下の事業を実施する。
- ① 台北事務所の文化ホールに加え、高雄事務所にも文化センターを開設し、それら会場等における日本の文化紹介及びシンポジウム等を開催する他、他団体主催のイベント等に対する助成や後援等を行う。
 - ② 大学をはじめとする台湾の教育機関に対する日本関係図書や寄贈の他、日本文化啓発品の貸し出し等を行う。
 - ③ 台北及び高雄事務所のライブラリーにおける日本語書籍の充実に努め、閲覧・貸し出しを行う。
 - ④ 日本語能力試験、巡回展、映画上映プログラムをはじめとする国際交流基金が実施する台湾向け各種文化交流事業等に対し、引き続き連携・協力を行う。
 - ⑤ 我が国の強みや魅力等の日本ブランド、日本的な価値への国際的理解を増進するため実施される外務省の「対日理解促進交流プログラム」に対して、台湾からの青少年の招聘、日本の青少年の派遣等、ないしそれに相当する協力を行う。
- (3) 広報業務として、次の事業を実施する。

- ① 広報イベントとしては、当協会設立50年目となる2022年を50周年の節目として、過去半世紀の日台関係の深まりを振り返りつつ、日台関係をいっそう強固なものとする事業を実施する。併せて、引き続き我が国に関する情報を台湾の人々に正しく、かつ効果的に伝え、台湾の人々に受け入れられる雰囲気づくりに努める。
- ② ホームページ及びフェイスブックを更に充実したものにし、アクセス件数の増加に努める。広報ツールとしてインスタグラムの利用を試験的に開始する。また、当協会職員及び有識者による講演やGCTF参加等についての情報を積極的に発信し、広報の更なる強化を図る。
- ③ 機関誌「交流」については、当協会設立50年の節目を迎えるにあたって特集記事の掲載を企画する他、時宜にかなう情報を随時掲載し、一層の誌面の充実を図る。